

令和3年5月27日  
川 西 市

### 川西市ワクチン廃棄防止指針

新型コロナウイルスワクチンの接種にあたって、接種シリンジへの吸い上げ単位の定めにより、ワクチンの余剰が生じた場合、この指針に基づきワクチンの廃棄防止に努める。

接種会場において、下記の対象者について、事前に接種対象者リストを作成して、余剰ワクチンを有効に活用する。

#### 記

- (1) 集団接種会場運営に従事する者
- (2) 市長・医療従事者に準ずる者(保健師)
- (3) 職務上、体調不良の児童生徒と接触する機会が多い者(養護教諭)
- (4) 職務上、市民と接する機会が高い者  
(ケースワーカー及びスーパーバイザー、障害・介護認定調査員)
- (5) 市の危機管理上、接種が望ましい者  
(災害対策本部員、避難所担当の地区対策部部長、副部長)
- (6) その他、新型コロナ対策業務に従事する職員等、市長が特に必要と認める者

計 166 人(令和3年5月27日時点)

※方針策定後も今後の接種状況に応じて、適宜見直しを行う。